

宮崎県都城保健所非常用放送設備及び消防設備修繕仕様書

1 修繕内容

宮崎県都城保健所庁舎内に設置してある非常用放送設備及び消防設備の修繕を行う。

2 作業場所

宮崎県都城市上川東3丁目14号3番地

3 作業日程

契約締結日から令和4年3月25日までの開庁日（契約確定後に日程調整）

4 数量等

詳細は別紙1のとおり

5 平面図

別添のとおり

6 修繕の条件

- (1) 修繕に係る一切のものを含めること。
- (2) 修繕の日程等については事前に協議を行うものとする。
- (3) 修繕で出た産業廃棄物等は持ち帰り、法令を遵守して適正に処分をすること。
- (4) 既設品で使用できる物については、流用すること。

7 試運転

取付完了後、正常に稼働することを画するため、都城保健所の担当者立ち会いの下に試運転を行うこと。

8 報告書

修繕完了後は、検査を行い、写真を添付し報告書として提出すること。